

## 利 用 上 の 注 意

### A 工業統計調査について

#### 1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とする。

#### 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される「指定統計調査」（指定統計第10号）である。（昭和61年工業統計調査に適用された工業統計調査規則については付録を参照されたい。）

#### 3 調査の期日

昭和61年工業統計調査は、昭和61年12月31日現在で実施した。

#### 4 調査の範囲

日本標準産業分類（昭和59年行政管理庁告示第2号）に掲げる大分類F—製造業に属する事業所（国及び公共企業体に属する事業所を除く。）である。ただし、特定の年次においては、従業者3人以下の事業所であって特定業種（別表1参照）に該当しない事業所を調査の対象から除外するいわゆる裾切調査で実施しており、今回（61年）は、裾切調査である。なお、最近の全数調査は60年である。

#### 5 調査の方法

従業者30人以上の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所（製造、加工又は修理を行っていない本社又は本店を除く。）については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により調査した。

#### 6 公 表

昭和61年工業統計調査の集計結果は、昭和61年工業統計表「産業編」、「品目編」、「市町村編」、「用地・用水編」、「企業統計編」及び「工業地区編」として公表される。

本編（品目編）は、全調査対象事業所の製造品及び加工品を品目別に集計したものである。なお、産業編は、全調査対象事業所を日本標準産業分類に基づいて、その主たる製造活動によって分類し、産業別に集計したものである。市町村編は、従業者4人以上の事業所について主要な調査項目を市区町村別に集計したものである。用地・用水編は、従業者30人以上の事業所について、工業用地、工業用水に関する調査項目を集計したもので、工業用地の取得状況、工業用水の使用状況などが表章されている。企業統計編は、事業所単位の調査結果である産業編の内容を企業別に再編成し、企業単位集計を行ったものである。工業地区編は、従業者4人以上の事業所について主要な調査項目を都道府県別、工業地区別に集計したものである。

別表1 特 定 業 種 一 覧 表

産 業 分 類		備 考
小 分 類 (3けた)	細 分 類 (4けた)	
143 ねん糸製造業	1431 ねん糸製造業 1432 かさ高加工糸製造業	
144 織物業	1441 綿・スフ織物業 1442 絹・人絹織物業 1443 毛織物業 1444 麻織物業 1449 その他の織物業	・幅13cm未満の細幅織物（1485）を除く。 合成繊維紡績織物を含む。

145 ニット製造業	1451 丸編ニット生地 製造業 1452 たて編ニット生地 製造業 1453 横編ニット生地製造業 1454 靴下製造業 1455 ニット手袋製造業 1456 ニット製品製造業（靴下、手 袋、補整着を除く）	・補整着（ブレジャー、ガードル等）(1524) を除く。
171 家具製造業	1711 木製家具製造業（漆塗りを除く）  1712 金属製家具製造業  1713 マットレス・組スプリング製造業	・プラスチック製家具、ガラス製テーブル (1499) 漆塗家具 (3461) を除く。  ・金庫 (2891) を除く。  ・和室用マットレス (1591), 個々のスプリン グ (2892) を除く。
173 建具製造業	1731 建具製造業	・木製サッシ (1621) を除く。
232 ゴム製・プラスチック製履物・同附属 品製造業	2321 ゴム製履物・同附属品製造業 2322 プラスチック製履物・同附属品製造 業	・(合成皮革製を含む。)
241 なめし革製造業	2411 なめし革製造業	
242 工業用革製品製造業（手袋を除く）	2421 工業用革製品製造業（手袋を除く）	・手袋は (2451) に分類される。
243 革製履物用材料・同附属品製造業	2431 革製履物用材料・同附属品製造業	
244 革製履物製造業	2441 革製履物製造業	
245 革製手袋製造業	2451 革製手袋製造業	・一部革製手袋 (1559) を除く。(合成皮革製 を含む。)
246 かばん製造業	2461 かばん製造業	・材料のいかんを問わない。
247 袋物製造業	2471 袋物製造業（ハンドバッグを除く） 2472 ハンドバック製造業	
248 毛皮製造業	2481 毛皮製造業	・毛皮製衣服、身の回り品 (1541) を除く。
249 その他のなめし革製品製造業	2499 他に分類されないなめし革製品製造 業	・運動用具 (3434) を除く。
254 陶磁器・同関連製品製造業	2541 衛生陶器製造業 2542 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業 2543 陶磁器製置物製造業 2544 電気用陶磁器製造業 2545 理化学用・工業用陶磁器製造業 2546 陶磁器製タイル製造業 2547 陶磁器絵付け業 2548 陶磁器用はい（坯）土製造業 2549 その他の陶磁器・同関連製品製造業	・陶磁器製がん具 (3431) を除く。  ・石タイル (2583) を除く。
282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2821 洋食器製造業 2822 機械刃物製造業 2823 利器工具・手道具製造業（やすり、 のこぎり、食卓用刃物を除く） 2824 作業工具製造業（やすりを除く） 2825 やすり製造業 2826 手引のこぎり・のこ刃製造業 2827 農器具製造業（農業用機械を除く） 2829 その他の金物類製造業	・貴金属製 (3411) を除く。  ・ライター用やすり (2899) を除く。

## B 昭和61年工業統計表品目編（本編）について

### 1 品目編の集計

本編は、昭和61年工業統計調査において従業者30人以上の事業所について調査した「工業調査票甲」の「12項ア品目別製造品出荷額、イ品目別製造品在庫額及びウ加工賃収入額」及び29人以下の事業所について調査した「工業調査票乙」のうち、「9項ア品目別製造品出荷額及びイ加工賃収入額」を集計したものである。

### 2 集計項目の説明

- (1) 本編で用いた製造品及び加工品分類は、日本標準商品分類を参考に工業統計調査の産業格付けを行うために組み替えたものである。
- (2) この「品目編」の品目別事業所数は、産業の格付けと無関係に、当該品目を生産した事業所のすべてが集計されている。また、産業別の事業所の合計数は、品目別の事業所数を合計した延べ事業所数であり、したがって「産業編」において、産業格付けを行って集計した事業所数とは異なる数字となっている。
- (3) 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を昭和61年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次の場合も製造品出荷に含められる。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの。）
  - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、昭和61年中に返品されたものを除く。）
- (4) 製造品の出荷金額は、工場出荷価額によっている。特に、
  - ア 内国消費税（物品税、酒税、トランプ類税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税及びたばこ消費税）を課せられたものは、その税額を含めた工場出荷価額
  - イ 割引き、値引きされたものは、その分を差し引いた販売価額によっている。
- (5) 製造品の在庫数量とは、その事業所の所有に属する製造品の調査時点（12月31日）現在の在庫数量である。なお、半製品及び仕掛品の各勘定に属するもの並びに転売用の商品（他から購入した商品に加工しないでそのまま販売するもの）は含んでいない。
- (6) 加工賃収入額とは、昭和61年中に、他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃である。
- (7) 「品目別出荷、産業に関する統計」及び「産業別出荷製造品に関する統計」
 

工業統計調査においては多品目の製造品を製造する事業所の産業格付は、生産するそれぞれの品目の製造品出荷額の大きさの割合によってその事業所の産業が決定されている。したがって、生産品目は同一品目でも、同一産業から生産されるだけではなく、他の種々な産業からも生産されている。このような品目と産業との関係を示したものが次のア、イである。

  - ア 「品目別出荷、産業に関する統計」は生産品目がどのような産業から生産されているかを産出率の多い産業順に列記したものであり次の算式によっている。
$$A\text{品目のB産業産出率} = \frac{A\text{品目のB産業出荷額}}{A\text{品目の全出荷額}}$$
  - イ 「産業別出荷製造品に関する統計」は各産業がどのような製造品を出荷しているかを出荷率の多い品目順に列記したものであり次の算式によっている。
$$A\text{産業のB品目出荷率} = \frac{A\text{産業のB品目出荷額}}{A\text{産業の全出荷額}}$$

いずれも従業者10人以上の事業所のものである。

### 3 工業統計調査用商品分類について

日本標準産業分類の改訂（昭和59年1月行政官理庁告示2号）に伴い、昭和60年調査より工業統計調査用商品分類も改訂した。

ニット製造業については、ニット製品製造業の品目を編み別ではなく製品別としたため時系列が接続していない。したがって「14繊維工業製品」については、産出事業所数等を品目単位で合計しても上位分類である中分類（2ケタ）には一致しない。なお、昭和57年～59年までのメリヤス製品の時系列を巻末参考資料として掲載したので参照されたい。

### 4 表 章

各統計表については、従業者4人以上の事業所に関する統計表を基本としている。

### 5 記号及び注記

(1) この統計表中「一」は該当数字なし、「0」は数位未満を表している。

なお、「x」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので、秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値でも、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所は、「x」で表した。

(2) 金額の単位は百万円とし、単位未満は四捨五入した。

(3) 事業所の規模区分は昭和61年12月31日現在の従業者数によった。

### 6 質疑の問合わせ先

この統計表について質疑のある場合は、

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号 通商産業大臣官房調査統計部工業統計課 郵便番号100（電話（03）501-1511 内線2394）あてに御連絡ください。